

金融業務特別地区における事業認定第一号について

平成20年3月7日、沖縄県名護市の金融業務特別地区において、金融関連システム・ソフトウエア開発の受託、保守及び運用等業務を行なうユナイテッドワールドテクノロジー株式会社に對して、岸田内閣府特命担当大臣から金融業務特別地区における事業認定第一号となる認定書の交付を行いました。

ユナイテッドワールドテクノロジー株式会社は、中國株などのアジア株を中心としたインターネットによる証券取引を行うユナイテッドワールド証券株式会社の子会社です。

金融業務特別地区制度について

金融業務特別地区制度は、平成14年4月に施行された沖縄振興特別措置法において初めて創設された制度であり、金融業務特別地区内に進出する金融関連企業は、一定の要件を充たせば税制上の優遇措置を受けることができます。

金融業務特別地区は、平成14年7月10日付けで、全国で唯一、沖縄県名護市が指定されました。

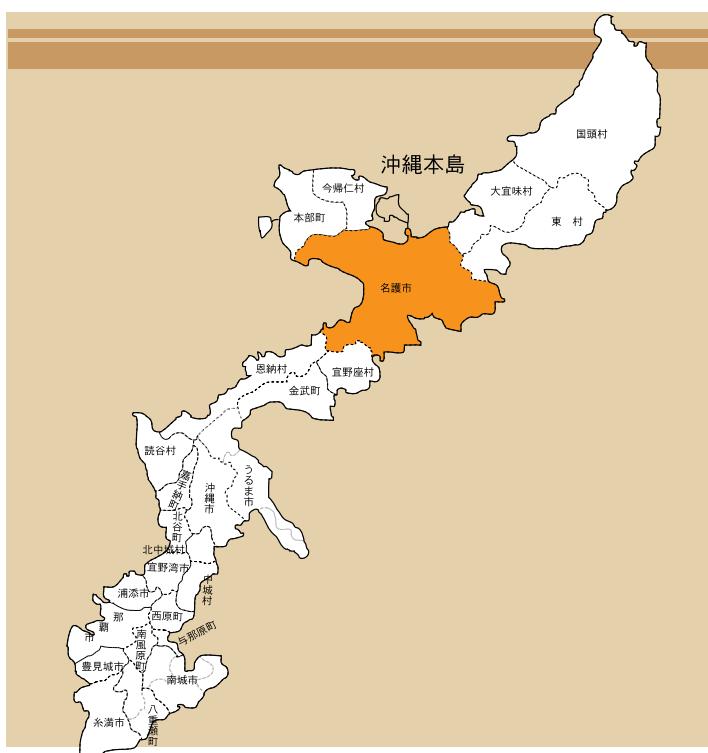
同制度における主な税制上の優遇措置としては、法人税の所得控除制度と投資税額控除があり、企業が所得控除制度の適用を受けるためには、内閣総理大臣から事業の認定を受ける必要があります。

事業の認定を受けるための主な要件としては、次のとおりです。
 ①金融業務特別地区内に新たに法人を設立すること。
 ②専ら金融業務特別地区内において金融業務に係る事業を行うこと。
 ③常時使用する従業員の数が10人以上であること。（20人⇒10人に要件緩和、平成19年4月改正）



平成20年3月7日、沖縄県名護市の金融業務特別地区において、金融関連システム・ソフトウエア開発の受託、保守及び運用等業務を行なうユナイテッドワールドテクノロジー株式会社に對して、岸田内閣府特命担当大臣から金融業務特別地区における事業認定第一号となる認定書の交付を行いました。

今後は、この事業認定を契機として、沖縄県に更多的な金融業及びその関連企業の集積や雇用の創出が図られることが期待されます。



「金融業務特別地区」制度の概要

対象地域		金融業務の集積を促進し、もって沖縄の産業振興と雇用の創出を図るために必要とされる政令で定める要件を備えている地域
現 行		名護市（指定：平成14年7月10日）
対象業種		金融業及び金融関連業務
国 税	所得控除制度	法人所得の35% 10年間、直接人件費の20%を上限 【要件】 ・大臣の事業認定 ・現地法人新設 ・常時使用者10名以上
	投資税額控除	機械等15%、建物等8% 法人税額の20%限度 繰越4年 限度額20億円 機械・装置 器具・備品 建物・建物附属設備
地方税	地方交付税による減収補填措置	事業税・不動産取得税・固定資産税